

調査の概要

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の沿革

この調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和 28 年に医療施設調査となった。

昭和 48 年に医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施するとともに、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和 50 年を始めてとして 3 年ごとに実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和 56 年までは 12 月末現在で調査していたが、昭和 59 年からは 10 月 1 日現在で調査している。

(3) 調査の種類、期間及び期日

- ・ 静態調査
（3 年に 1 回） 平成 23 年 10 月 1 日現在
- ・ 動態調査
（毎月） 平成 22 年 10 月 1 日から 1 年間

(4) 調査の対象

静態調査は、調査時点で開設している全ての医療施設

※宮城県及び福島県については、(8)東日本大震災の影響による医療施設静態調査の特別措置の状況を参照。

動態調査は、開設・廃止等のあった医療施設

医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

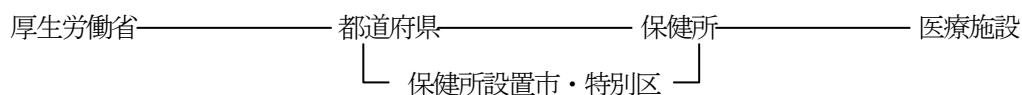
(5) 調査の事項

施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療等の状況、救急医療体制の状況、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

※宮城県及び福島県については、(8)東日本大震災の影響による医療施設静態調査の特別措置の状況を参照。

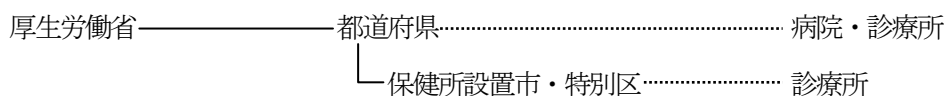
(6) 調査の方法及び系統

静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式によった。



※福島県については、(8)東日本大震災の影響による医療施設静態調査の特別措置の状況を参照。

動態調査は、医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出した。



(7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

(8) 東日本大震災の影響による医療施設静態調査の特別措置の状況

静態調査は、東日本大震災の影響により一部変更して実施した。措置の状況については以下のとおりである。

1) 調査の対象及び調査事項

	病院		一般診療所		歯科診療所	
		施設数		施設数		施設数
宮城県						
石巻医療圏	B	9	C	117	C	72
気仙沼医療圏	B	6	C	35	C	21
上記以外の医療圏	A	126	A	1 419	A	941
福島県 全域	D	130	E	1 391	E	880

注:1) 石巻医療圏は石巻市、東松島市及び女川町で構成され、気仙沼医療圏は、気仙沼市及び南三陸町で構成される。

2) 施設数は平成 23 年 10 月 1 日現在である。

A 全項目を調査

B ①名称 ②所在地 ③休止・休診の状況 ④開設者 ⑤許可病床数 ⑥社会保険診療等の状況 ⑦救急告示の有無 ⑧診療科目 ⑨患者数について調査

C ①名称 ②所在地 ③休止・休診の状況 ④開設者 ⑤許可病床数 ⑥社会保険診療等の状況 ⑦診療科目 ⑧診療状況（在院患者数、退院患者数、外来患者延数） ⑨診療所の種類（一般診療所）について調査

D ①名称 ②所在地 ③休止・休診の状況 ④開設者 ⑤許可病床数 ⑥社会保険診療等の状況 ⑦救急告示の有無 ⑧診療科目 について調査

E 調査を実施せず

2) 福島県の調査の方法及び系統

県が病院の管理者から電話で聞き取りを行い、その内容を調査票に記入する方法によった。

3) 集計の方法

福島県については、一般診療所票及び歯科診療所票の調査を実施しなかったことから、当該施設の施設数、開設者及び許可病床数の結果の集計に当たっては、平成 22 年 10 月 1 日から 1 年間の動態調査の集計結果を反映した。

2 病院報告

(1) 報告の目的

全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の沿革

この報告の前身は、昭和20年10月に発足した「病院週報」であるが、昭和23年6月に週報から月報に改めるとともに、同年11月に医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）を定めて報告の根拠を明確にし、昭和24年より医療法に基づく報告とした。

昭和29年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、昭和48年からは従事者票を追加し、平成10年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めている。

なお、平成13年3月から報告の根拠は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）となり、平成18年には患者票に介護療養病床の報告を追加した。

(3) 報告の種類、期間及び期日

患者票（毎月報告）	平成23年1月1日～12月31日
従事者票（病院のみ 年1回報告）	平成23年10月1日現在

(4) 報告の対象

全国の病院（患者票、従事者票）、療養病床を有する診療所（患者票）

(5) 報告の事項

患者票	在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
従事者票	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数

(6) 報告の方法及び系統

患者票	病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。
従事者票	病院の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。

厚生労働省———都道府県———保健所———病院・診療所
└──保健所設置市・特別区──┘

(7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、東日本大震災の影響により、平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

※気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）

宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）

気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）

3 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小 (0.05 未満) の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

- (2) 概況本文と統計表の数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (3) 本概況の人口 10 万対比率算出のために用いた人口は、総務省統計局発表「平成 23 年 10 月 1 日現在総務省推計人口（総人口）」である。なお、指定都市、特別区及び中核市については、東京都、各指定都市及び中核市が推計した平成 23 年 10 月 1 日現在の総人口である。

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

- 精神科病院 精神病床のみを有する病院をいう。
結核療養所 結核病床のみを有する病院をいう。
一般病院 上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院も除く。）をいう。

(3) 病床の種類

- 精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。
感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。
結核病床 結核の患者を入院させるための病床をいう。
療養病床 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。
一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。
介護療養病床 療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の第 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう。

※ 概況本文と統計表の「療養病床」の数値は、「介護療養病床」を含んでいる。

(4) 開設者の分類

概況本文と統計表で表示している開設者の分類は、以下のとおり。

概況本文（大分類）	統計表（小分類）
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、その他(国の機関) ※ 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構は、各々の法律により医療法の適用については国とみなされている。
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人

(5) 二次医療圏

本概況の医療圏とは、二次医療圏である。二次医療圏とは、医療法の規定により都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域をいう。

(6) 救急医療体制

初期（初期救急医療体制）

比較的軽症な急病者の診療を受け持つ休日・夜間急患センターと地区医師会の会員が当番制で診療を行う在宅当番医制をいう。

二次（入院を要する救急医療体制）

精神科救急を含む 24 時間体制の救急病院、病院群輪番制方式による施設をいう。

三次（救命救急センター）

高度救命救急センターを含む。

(7) 精神科救急医療体制

「精神科救急医療システム整備事業の実施について」（平成 7 年 10 月 27 日健医発 1321 号）により規定される精神科救急医療施設をいう。

(8) 新人看護職員研修

新人看護職員

主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師である。

新人看護職員研修ガイドライン

「新人看護職員研修に関する検討会報告書（平成 23 年 2 月 14 日）」によるもので、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修として、医療機関の機能や規模にかかわらず新人看護職員を迎えるすべての医療機関で研修を実施することができる体制の整備を目指して作成されたものである。

(9) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日 24 時現在在院している患者をいう。

(10) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(11) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(12) 1日平均在院患者数

年間在院患者延数

当該年の年間日数 ※

※平成23年は365日

(13) 1日平均外来患者数

年間外来患者延数

当該年の年間日数 ※

(14) 病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{年間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

(15) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \text{年間} \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{病床から移された患者数} \end{array} + \text{年間退院患者数} + \text{年間} \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

介護療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \text{年間} \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の介護療養病床} \\ \text{以外の病床から移された患者数} \end{array} + \text{年間退院患者数} + \text{年間} \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の介護療養病床} \\ \text{以外の病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

(16) 従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(17) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数である。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$